

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第1回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成29年12月26日(火)
開始・終了時刻	15時00分から15時55分まで
開催場所	防災会議室
議長等の氏名	弘前市医師会監事 梅村医院院長 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 小田切 達ほか7名 オブザーバー 弘前市成年後見支援センター 3名 青森家庭裁判所弘前支部 主任書記官 1名
欠席者	外崎 理香 委員、赤石 仁 委員
事務局職員の職氏名	健康福祉部理事 須郷 雅憲 福祉政策課長 今 敏行 福祉政策課課長補佐 秋田 美織 福祉政策課主幹兼総務係長 田澤 千佳 福祉政策課総務係主事 中畑まどか
会議の議題	委嘱状交付 市長挨拶 組織会 案件 1. 平成29年度市民後見推進事業実施状況について 2. 市民後見人の広域養成及び成年後見支援センターの広域化について (案) 2. 成年後見制度利用支援事業について
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第1回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成29年度第1回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。</p> <p>最初に協議会委員の皆様への委嘱辞令の交付を執り行います。</p> <p>【委嘱状交付】</p>
事務局	<p>ここで、蛭名副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
蛭名副市長	<p>弘前市成年後見支援協議会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には、日頃から福祉行政をはじめ市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、このたび、本協議会委員の任期満了に伴い、引き続き委員のご就任をお願い申し上げましたところ、快くご承諾をいただき、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>市では、後見等の担い手の確保対策として平成24年度から市民後見人の養成を行ってまいりました。現在では、延べ十名を超える市民の方たちが裁判所からの審判を受け、後見人として活動しております。また、平成25年度に開設した「弘前市成年後見支援センター」は、成年後見制度についての相談業務をはじめ、市民後見人の活動を支えるバックアップ体制の拠点となっており、周辺市町村や県外からも相談があり、センターの必要性を実感している所であります。</p> <p>更には、成年後見制度の周知及び利用促進に向け、関係機関の情報の共有や、体制整備等の課題を検討するために、本協議会を設置し、これまで皆様のご意見を賜り、施策に反映させてまいりました。</p> <p>今年3月、「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定したことにより、今後、各市町村においては、本基本計画を勘案し、既存の資源・仕組みを活用しながら、地域連携ネットワークを構築し、区域を超えた広域的な見地から後見人となる人材の育成に努めることとされており、本市といたしましても、具体的な検討を始めたところであります。</p> <p>本協議会委員の皆様には、専門の立場からのご意見をいただき、誰もが安心して暮らすことのできる弘前市を共につくってまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。</p>
事務局	<p>以上をもちまして委嘱状の交付を終わります。</p> <p>引き続きまして弘前市成年後見支援協議会組織会に入ります。</p>

事務局	<p>弘前市成年後見支援協議会は、弘前市成年後見支援協議会運営規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本協議会の定数は9名中、本日は7名の委員が出席しており、会議の成立要件を充たしております。</p> <p>弘前市成年後見支援協議会の委員の任期は本日から2年間となります。</p> <p>そこで、新しい任期での新「会長」と、会長に事故があった時にその職務を代理する新「職務代理者」を決定していただくこととなります。今回が任期最初の会議でありますので、会長が選出されるまで、事務局の福祉政策課長が議事進行をさせていただきます。</p>
福祉政策課長	<p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会長選出についてでございますが、弘前市成年後見支援協議会運営規則第3条第1項の規定では、「協議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。」となっております。</p> <p>会長の選出については、選挙又は推薦の2通りがあります。事務局としましては、推薦で行いたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは推薦で行います。</p> <p>皆様にお諮りいたします。どなたがよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>前期に引き続き梅村委員をお願いしてはいかがでしょうか。</p>
福祉政策課長	<p>ただいま、梅村委員を会長再任にとのご意見がありましたが、これに異議ございませんでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご承認いただきまして、ありがとうございます。それでは会長は梅村委員に決定いたします。ご協力誠にありがとうございました。</p>
会長（議長）	<p>ただいま、皆様から会長にご推薦いただいた梅村でございます。これから議事を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>早速ですが、運営規則第3条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。</p> <p>会長職務代理者として 土岐委員 を指名いたします。</p> <p>土岐委員、よろしくお願いたします。</p>

<p>会長（議長）</p>	<p>以上で組織会を終了いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、本日の次第にあります案件に入ります。 案件1「市民後見推進事業実施状況について」事務局から説明願います。</p> <p>それでは【案件1】について事務局から説明いたします。 【資料1】をご覧ください。</p> <p>市民後見推進事業の平成29年度の取り組みを記載しております。市民後見人養成講座修了者を対象としたフォローアップ研修を3回実施しています。うち1回は市民も参加できる研修会でした。内容についても各回に事例検討を組み込むなどし、モチベーションの持続を図っています。他にも岩手県二戸町と交流会を行い、お互いの取り組みなどを勉強しました。また、制度の啓発研修として民生委員を対象とした研修を開催しています。今後の研修予定としましては、年度内に4回目のフォローアップ研修を開催する予定です。</p> <p>続きまして、【資料1】下の表をご覧ください。市民後見人の受任状況についてですが、今年度新たに市民後見人として活動を始めた方が3名いらっしゃいます。初めて弘前市で市民後見人が誕生した平成26年度から数えると、12月15日までに延べ12名が受任していることとなります。加えて現在、申立てを準備中で、市民後見人を候補者として推薦しようとするケースが2件あります。以上です。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>ただ今、事務局からの説明に、何か質問等はございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>市民後見人の受任状況について、延べ12人ということでしたが、申立て準備中の2名は入っていないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>入らないです。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>続きまして、案件2「市民後見人の広域養成及び成年後見支援センターの広域化について(案)」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【資料2】をご覧ください。前回の当協議会で少し触れましたが、市民後見人の広域養成について現在の状況をご報告いたします。平成29年4月から県主導により、弘前地域各市町村の担当者意見交換会を2回行って、平成31年度に広域で養成研修を実施するというところで検討をして</p>

事務局	<p>おります。構成市町村については、弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・藤崎町・大鰐町・田舎館村・板柳町の8市町村を想定しており津軽広域連合などと同じ行政区域となっております。裁判所の管轄では弘前地区に青森市浪岡が含まれており、板柳町は五所川原地区に含まれていますが、板柳町からは弘前地区での広域養成に参加したいという意向を確認しております。</p> <p>広域養成にあわせて、本来であれば、各市町村にもそれぞれ成年後見支援センターを設置することとなりますが、各市町村で同じような施設を持つことや専門的な知識を持ったスタッフの配置が可能かという課題があります。また、現在の成年後見支援センターには市内だけでなく、周辺市町村からの相談も多く寄せられているという実態に合わせて、地域連携ネットワークの更なる構築や地域における相談体制の強化を図るうえから、現在の弘前市成年後見支援センターの広域化の必要性について、構成市町村間で検討してまいりたいと考えています。</p> <p>スケジュールについては、平成30年1月に各市町村担当者が集まって勉強会を開き、まずは広域養成の実施方法について具体的に検討し、できれば年度内にもう一度集まり、検討案件について合意を図りたいと考えています。以上です。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>想定されている市町村の中には法人後見にしても、市民後見養成にしても積極的に行っている社協がある市町村が含まれているのですが、そういうすでに活動している社協については何かの形で取り込んでいくという考えはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この市町村の想定については、今後、社会福祉協議会に事務を委託している平川市や黒石市と意見を調整しながら広域化につなげていくというふうに検討しています。</p> <p>補足いたしますと、当初、私どもの方でも黒石市、平川市それぞれ養成されているので、今後も単独の養成を想定しているのではないかと考えていましたが、自治体の意向としては、運営については別に考える必要があるかもしれませんが、養成については広域化に参加したいという意見を承っております。以上です。</p>
会長（議長）	<p>人材育成と運営は予算は別なんですか。</p>

事務局	<p>人材育成についても負担金を求めていく方向で考えてはおりますが、例えば養成した後の市民後見人のサポート、今は弘前市の成年後見支援センターで行っていますが、そういったことについて、平川市民で市民後見人になった方については、サポートを平川市社協でやるという可能性も残していくよう考えております。以上です。</p>
委員	<p>確認なのですが、資料 2 の広域養成後弘前市〇人、黒石市〇人とありますが、これは 1 月と 3 月に市町村担当者勉強会を開催して、そこで目標人数を決めるということでしょうか。</p>
事務局	<p>事業を行うにあたって、一定の目標人数を考慮していくことにはなろうかと思いますが、現時点ではまだ何人と決めてはいません。</p>
会長（議長）	<p>整理しておきたいんですが、弘前市社協との関わり方はどのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>弘前市社会福祉協議会におきましては、成年後見に至る前の日常生活自立支援事業でサポートをしていただいていた。後見については特段、事業をされていなかったんですが、今後は法人後見に向けて検討されていると伺っておりますので、十分に関わっていただけたらと考えております。</p>
会長（議長）	<p>市社協との関わりについてオブザーバーの成年後見支援センターさんはいかがですか。</p>
成年後見支援センター	<p>市社協とセンターはあっぷるハートを利用者で判断能力が落ちてきた人を後見に移すという連携を取っています。結構頻繁に市社協の担当者はセンターを訪問していて、個人の連携はうまくいっていると思いますが、法人後見を行っているのが弘前で一者だけなので、早く市社協には法人後見をできるようになってもらいたいと願っています。</p>
会長（議長）	<p>他にありますか。</p>
委員	<p>資料 2 を見ると、センター機能をひとつに集約してしまうのは、非常に効率的だと思います。出来上がってる社会資源というのは、できるだけ活用するという方向で考えていけばいいと思います。</p>
事務局	<p>弘前市には社会資源として十分な資源がたくさんありますので、成年後見支援センターをはじめ、既存の資源を活用して、不足しているものを補</p>

事務局	<p>っていくという形で検討したいと思います。ありがとうございます。</p>
会長（議長）	<p>これから各市町村で集まって、そういったことを協議していくということですね。弘前市を中心として周辺市町村を含めてネットワークを作っていくてもらえればと思います。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、案件3「成年後見制度利用支援事業について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>本市では、弘前市成年後見制度利用支援事業を実施しており、財産が無いため本人から報酬をもらうのが難しい成年後見人等への報酬助成を行っています。利用支援事業実施要綱第11条により、「助成金の額は申立て費用又は報酬の全部又は一部の額を予算の範囲内で～」としておりますが、本市では一部助成についての具体的な規定が無いため、一部助成を行っていませんでした。そこで、要綱に一部助成の基準を設け、本人が負担できる分は本人に負担していただき、残りを市で一部助成するという仕組みを検討しております。そこで、現在の検討状況を話題提供し、皆様のご意見をいただき、更に検討を加えていきたいと考えております。検討参考例として、既に一部助成を実施している他市の事業を【資料3-1】として作成いたしましたので、簡単に説明いたします。こちらは、神奈川県川崎市の例ですが、預貯金の基準額を30万円で固定してしまい、助成上限額との比較で助成額を決定する計算方法です。</p> <p>次に【資料3-2】をご覧ください。こちらは本市で考えている一部助成の計算方法です。一部助成の基準としては、突発的な支出への備えとして「10万円」に2か月分の生活費を足した額は最低額として本人の通帳へ残します。例えば、通帳残高30万円の人に21万6千円の審判が出たとします。1ヶ月の生活費は8万円です。今までであれば全額21万6千円を市から助成していましたが、今後は10万円と2か月分の生活費16万円を足した26万円を通帳に残し、4万円は本人に負担していただき、残額の17万6千円を市から助成します。また、1度に助成する金額は原則として、要綱に定める上限額×12か月分としたいと考えています。この基準額を定めて可能な限りご本人に負担いただくことで、限りある予算を有効に活用でき、予算がなくなったため後見人に助成できないというケースが少なくなると考えております。もちろん周知期間は必要ですので、本格的な運用までにある程度の猶予は必要だと思っておりますが、できれば一部助成の方は30年度から試験的に運用していきたいと考えます。報酬の一部助成については県内でも実施している市町村がないため、運用については手探り状態になるのですが、委員の皆様のご意見も伺いたいと考えています。以上です。</p>

会長（議長）	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に何か質問等はございませんか。
委員	確認なんですけど、今、基準の例として残しておく額は10万円が突発的な支出への備えということになるんですが、この10万円という金額は何か算定根拠はあるのでしょうか。それともなんとなくざっくりとこのくらいという感じなのではないでしょうか。
事務局	報酬付与直後にお亡くなりになった場合のために、葬儀費用等で10万円くらいと考えていました。
委員	私も後見の案件を何件か抱えているのですが、緊急の備えとして10万円というのは果たして十分かということ、若干不安が残るところなのかなと感じています。特に、先ほど葬儀費用という話がありましたが、亡くなった場合というのは何とかなるものですが、入院された時の入院費などが不安です。生活保護受給者であれば大丈夫なんですけど、一部負担は月々預金残高が増えていく、ある程度収入がある人が前提になっていると思うんですけど、そうすると10万円というのは不安が残る金額です。だからといって、いくら残せば安心なのかというのは非常に難しいところだとは思いますが、ただ、全体の方向性としては非常にいいと思います。現状、予算に限りがあるので、一部の方にしか助成金が回らないということも残念な話ではあるので、できるだけ広く薄く助成するというのは非常に大事なことでと思います。ただ10万円という金額は少し不安があるので、もう少し検討していただければという意見でした。
事務局	ありがとうございます。検討します。
成年後見支援センター	資料に審判額21万6千円とありますが、審判時に利用支援事業を使いますと言うとこの金額になるのですが、言わないと24万円になると思うんです。そうした時にもし本人から17万6千円もらったとすれば、本人からもらう額が多くなるんです。なので、利用支援事業で一部助成をするという前提だとしたら、審判をもらう前に利用支援事業を使いますと言わないと、本人のために残高を残してあるのが意味がなくなるというか、おかしくなってしまうと感じました。
会長（議長）	家庭裁判所さんはどのように考えていますか。
青森家庭裁判所 弘前支部	裁判所では本人の負担を考えて、報酬を支出できるだけの資力が無ければ助成に頼らざるを得ないと考えています。助成の上限が21万6千円と

<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>いうことであれば、それを前提とした報酬付与審判を行うことになろうか と思います。先ほど、成年後見支援センターの方も言っていたように、裁 判所としては、助成が行われるかどうかということは、本人の負担がどの 程度になるのかということにもつながりますので、もし、助成できるので あれば、そういった情報を後見人からいただくことになると思います。ま た、報酬をもらうかどうかの判断は後見人に任せているので、裁判所から は報酬付与の申立てをして下さいと促すことはしてはおりませんが、1年以 上の期間で報酬付与の申立てを行う後見人に対して、今後毎年定期的に申 立てをして下さいと促すことは可能です。ただ、どうしても1年以上の期 間の報酬を定めるということは現実に起こりうるというのはご理解いた だければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>先進地事例を見ますと、今お話しした以外にも様々な規定を設けている ところがあります。例えば、裁判所に報酬付与の申立てを行う前に、市に 対して助成の申請を行って下さいとしている所、こういう所であれば、今、 裁判所の方からご指摘があった部分もいくつかクリアできると思います。 また、1年を超える部分につきましても、十分な周知期間または経過措置 を設けまして、後見人・被後見人に不利益がないような規定を設けること も可能だと考えております。改定の際に12ヶ月分とするとあらかじめ周 知することで、改定後の分はクリアできるのではないかと考えておりま す。その他にも支障が無いように様々なケースを想定して、他市の例を研 究して参りたいと考えておりますので、会議終了後でもお気づきの点があ りましたら、ぜひご助言いただければと考えております。以上です。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>審判を行う際に本人の流動資産、収入・支出の状況を含めて検討するこ とになります。助成が行われるのであれば、一体いくら助成される予定な のか、ということ事前に教えていただければ大変ありがたいと思いま す。やはり一番関心を持っているのは、助成が行われるのかどうかとい うことで、非常に重要なポイントになります。本人のために使えるお金が報 酬で消えてしまう、というようなことにならないように考えておりますの で、助成が一部行われるのであれば、一体いくら助成される予定なのか、 ということ事前に教えていただければ大変ありがたいと思います。先 ほどのお話ですと、報酬付与の申立ての前に助成ができるかどうか後見人 が確認した上で、報酬申立てされるという所もあるそうなので、後見人 としては助成がどれくらい得られるのか、本人の負担がどれくらいになるの かということ想定した上で申立てできるのかな、と思います。裁判所と してもそれに合わせた形で判断できると考えています。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>裁判所さんにひとつお聞きしてもよろしいですか。</p>

<p>会長（議長）</p>	<p>フローとストックの関係なんですけど、割とフローはなくてストックはあるという方もいると思うんですけど、そういうケースも勘案すると非常に判断に迷うと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>やはり余力をどの程度残しておくかということが問題になると思うのですが、一概に金額を定めることはできず、それぞれのご本人の健康状況・介護のためにどれだけ費用がかかるかということになります。基本的に助成が必要とされるのはおそらく収入の手立てが乏しい方だと考えられます。そうすると少しずつでも黒字になっていったとすれば、いつの日かかなりまとまった金額になってしまいます。そういった時にまで助成が求められるとは考えていません。そこは行政関係者の方がどう考えるのか興味深いところです。例えば 30 万円を超えたら助成は受けられるのか、50 万円だったらどうなのか、100 万円だったらさすがに無理だろうとかいった感覚的なものはあるんですが、微妙なケースは確かにあります。2 か月分の生活費とはどのように計算するのか、本人の収支表を元にして作るのか、それとも一般的な生活保護基準から算定するのかというのがあると思います。ただ、いくらストックされたから報酬はいくらにするという風には考えていません。原則としてひと月 2 万円なんです。それを 2 万円で計算していくと、本人の資産が目減りしていくので助成を使うというのであれば、助成上限額で算定することを後見人にご理解いただいております。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>微妙な問題がけっこう出てくるんですね。これは 4 月から開始するんですか。大丈夫でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに 4 月から始めるとキリが良くていいんですが、ただ今の委員の皆様のご意見も取り入れて慎重に検討したいと思いますので、4 月ありきではありません。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>何かほかにもありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>では、関連しまして、利用支援事業の対象になった方でも、申請提出書類の中に財産目録などそういった事項があるかと思われるのですが、助成をして残った額というのは市としてもある程度把握されているのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>提出書類で通帳の写しもいただくので、預金残高については把握しています。</p>

委員	そうすると助成できるかできないかの区切りは大体でもわかってくるものですか。
事務局	そうですね。ただ先ほど皆様もおっしゃっていたように、30万円残っているから一部助成が大丈夫かという、施設代が月10万円超える方はそれでも十分ではないので、全部助成の対象になってしまうというのがあります。
委員	わかりました。ケースバイケースなんですね。ありがとうございました。
会長（議長）	成年後見支援センターさんはいかがですか。
成年後見支援センター	一番問題があると思っているのは、借金をどう扱うかということです。利用支援事業を使う方が借金を持っている場合に、借金を払ってしまって財産をなくしてしまってから利用支援事業をもらうのはどうなのか、ということはいつも思っています。そうすればたしかに全部助成でもらえるんですが、それだと税金で借金を払っていることになってしまうので、そのあたりは市の方でもどう考えているのでしょうか。
事務局	これまで助成を受けた方の中には、おそらく借金があつて助成した方もあると思いますので、これからの検討課題ととらえております。
会長（議長）	話題が尽きませんね。財産をきちんと見るということはこれから様々なこういった問題が出てくるのでしょうか。試行錯誤してやっていくしかないのかなと思いますので、これからも十分に検討していただければと思います。 いかがでしょうか。他に追加でご意見はありませんか。
委員	確認なんですが、助成金の上限額の基準に施設入所者とその他とあるんですが、施設入所者というのはどういった方でしょうか。
事務局	施設入所者はグループホームでも有料老人ホームも含まれます。
委員	サ高住なども含まれるのでしょうか。
事務局	含まれます。
委員	アパートはどうですか。

事務局	<p>民間のアパートであればその他扱いになります。</p>
会長（議長）	<p>これから様々なケースが出てくることも考えられますので、その辺の考え方についても臨機応変に対応していただけたらと思います。</p> <p>他になければ本日の案件はすべて終了しましたので、会議を閉じ、事務局に進行をお返しします。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして、平成 29 年度第 1 回弘前市成年後見支援協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p> <p>〈散 会〉</p> <p>・会議の公開、非公開 【公開】 ・傍聴者数 【1名】</p>